

東京医療保健大学千葉看護学部FD委員会規程

(設置)

第1条 千葉看護学部の教職員の資質の維持向上を図るため、千葉看護学部FD委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、授業内容・方法の改善を図るとともに、教員個々人の教育力・研究力の維持向上を図る。さらに、大学運営に対する意識の啓発や学生支援のあり方等に関する研修会等を実施し大学教員としての専門的な能力を高める。

(構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 千葉看護学部教授会において任命する教員
- (2) 学部長は必要に応じて出席することができる
- (3) 委員長が認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる

(審議事項)

第4条 委員会は次の事項を所掌し審議・提案する。

- (1) 授業内容・方法の改善に関すること
- (2) 研究推進体制の整備に関すること
- (3) 各種研修会、研究会の実施に関すること
- (4) 外部研究費の導入の推進に関すること
- (5) 職員研修会等の実施に関すること
- (6) その他、FDに関すること

(委員長等)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、千葉看護学部教授会において任命する。

(議事)

第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(開催日)

第7条 委員会は、原則として月1回開催する。

附則

本規程は平成30年4月1日から施行する。